

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

住民基本台帳によると、平成21年に31,299人だった当町の人口は、平成22年を境に減少となり、その後は減少速度が加速化し、平成30年には29,788人に減ってきている。併せて、少子高齢化も同時に進んでおり生産年齢人口の減少及び従業員の高齢化による慢性的な人手不足が、非常に難しい問題となっている。

また、平成26年度の経済センサスによると、町内の産業である、従業員数30人未満の中小企業者が90%以上を占めている。近年、事業所も減少しており、今後も町内の中小企業者の経営状況は、非常に厳しい情勢が続くと思われる。

なお、中小企業者が所有している設備は老朽化が進んでおり、大企業との生産性の差も拡大しており、生産性向上に向けた設備投資の費用負担が足枷となっていると考えられる。今後、従業員の少子高齢化や人手不足等厳しい事業環境を乗り越えるためには、先端設備等の導入を促進し、生産性の向上する高い設備へ一新させ、中小企業者の経営基盤の強化並びに町民の雇用環境改善を図る必要がある。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく松伏町導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、従業員の少子高齢化や人手不足等の厳しい事業環境の解消、また中小企業者の経営基盤の強化並びに町民の雇用環境改善を図る。その結果、中小企業の競争力の強化並びに職住近接の推進に取り組むことで、「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけている「魅力ある働く場を確保する」の推進をするものである。そのための目標は、町内事業所の先端設備導入計画の認定件数「10件」以上とする。

(3) 労働生産性に関する目標

国が行う先端設備等の導入の促進に関する指針（以下「導入促進指針」という。）に基づき、町は導入促進基本計画を策定し、中小企業者が作成した先端設

備等導入計画を認定することにより、認定した中小企業者の労働生産性が、導入促進指針に定める労働生産性「年平均3%以上」の向上を目標とするものである。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、農林水産業、製造業並びにサービス業等と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

松伏町全地域に対象となる中小企業者が存在するため、本計画における対象区域は松伏町全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、農林水産業をはじめ、製造業、建設業並びに小売業等と多岐に渡るため、業種及び事業等についても全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

松伏町導入促進基本計画の期間については、生産性向上特別措置法に基づき、原則、国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者が策定する先端設備等導入計画の期間については、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 今回の先端設備等の導入は、人員削減を目的とした取組みは認定の対象としない。
- ・ 松伏町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第2号に規定す

る暴力団員であろうと認められる者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- 申請時に、町税に滞納のあるものは認定の対象としない。